静岡県地域防災計画の修正(案)

平成23年6月17日

静岡県

県地域防災計画の修正(案)概要

1 修正及び追加の概要

今回の地域防災計画の修正内容は、以下のとおりである。

- (1) 'ふじのくに'危機管理計画の策定に伴う見直し
- (2) 地震対策緊急整備事業計画及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更 (平成23年3月31日内閣総理大臣承認)に伴う修正
- (3) 伊豆東部火山群の地震活動の予測情報及び噴火警戒レベルの導入に伴う修正
- (4) 「東海地震に関連する調査情報」等の運用開始に伴う修正
- (5) その他
 - 関係機関の防災業務計画との整合に伴う修正
 - 組織変更等に伴う名称の修正
 - 従来の表現の見直し
 - その他所要の修正

2 修正手続きの流れ

日 程	内 容
平成23年 4月25日	危機管理連絡調整会議 (庁内)
5月9日	部局長等会議 (庁内)
~5月下旬	関係機関への意見照会・回答の集約
6月17日	静岡県防災会議の開催 → 計画修正の承認
防災会議終了後	内閣総理大臣への修正報告

(1) 'ふじのくに' 危機管理計画の策定に伴う見直し

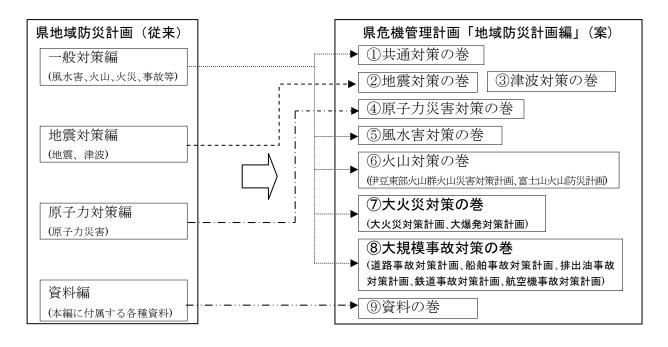
a 基本的な考え方

県では、富国有徳の理想郷 'ふじのくに'の実現を目指し、県民が安全で安心して暮らせる県土づくりを推進するため、地震、津波、原子力災害、風水害、国民保護、感染症や食の安全などの危機事案を網羅した「'ふじのくに'危機管理計画」を策定する。

これに伴い、下位計画となる「地域防災計画編」については、構成や表現方法等の見直しを行う。

b 主な見直し内容

- ○従来の「一般対策編」及び「地震対策編」を災害や火災、事故等の事象種別ごとに構成
- ○各巻に共通する事項は、「共通対策の巻」として巻頭に掲載し、以降は最大の危機である東海地震や原子力災害を念頭に置いた掲載順
- ○新たに「大火災対策の巻」、「大規模事故対策の巻」を追加し、「大火災対策計画」及び 「大爆発対策計画」、「道路事故対策計画」、「船舶事故対策計画」、「沿岸排出油事故対 策計画」、「鉄道事故対策計画」、「航空機事故対策計画」を作成
- ○文章の羅列ではなく、できるだけ表や図等を使った見やすい表現方法



①共通対策の巻	各巻に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画
②地震対策の巻	東海地震対策(神奈川県西部の地震等東海地震以外の地震の災害対策を含む。)
③津 波 対 策 の 巻	津波(遠地津波を含む)による災害対策
④原子力災害対策の巻	原子力災害による災害対策
⑤風水害対策の巻	風水害による災害対策
⑥火 山 対 策 の 巻	伊豆東部火山群及び富士山の火山活動による災害対策
⑦大火災対策の巻	大火災(林野火災を含む)、大爆発による災害対策
⑧大規模事故対策の巻	道路事故、船舶事故、排出油事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
⑨資 料 の 巻	各巻(①~⑧) に付属する各種資料

(2) 地震対策緊急整備事業計画及び第3次地震防災緊急事業五箇年計画 の変更に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下、「地震財特法」という。)が平成22年3月に延長されたことに伴う地震対策緊急整備事業計画(昭和55年度~平成26年度)の変更について、平成22年3月31日、内閣総理大臣の承認を得たため、県地域防災計画における所要の修正を行う。

なお、この法律の延長に際して、公立小中学校における非木造校舎の耐震補強について、 地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)の補強は国の補助率が引き上げられて いる(国の補助率1/2→2/3)。

また、第3次地震防災緊急事業5箇年計画(平成18~22年度)についても、消火用水対策や公立小中学校施設の耐震化計画を変更し、平成22年3月31日、内閣総理大臣の承認を得たため、県地域防災計画における所要の修正を行う。

b 修正の内容

◎地震対策緊急整備事業計画の変更

地震財特法の延長に伴い、事業の実施期間を昭和55年度~平成26年度の35箇年とし、事業 計画について見直し等の変更を行った。

32-1 防災業務施設の整備

1 消防用施設の整備

【変更前】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
消防防災施設	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、	百万円
整備事業	111н1	40m ³ 級防火水槽等	
消防防災設備	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力	49, 275
整備事業	111т1	ポンプ 等	
∄ 		8,964 施設	49, 275

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
消防防災施設	市町	100m ³ 耐震性貯水槽、60m ³ 耐震性貯水槽、	百万円
整備事業	111н1	40m ³ 級防火水槽等	
消防防災設備	市町	消防ポンプ自動車、はしご車、可搬式小型動力	<u>48, 923</u>
整備事業	111т1	ポンプ 等	
計		<u>8,920</u> 施設	<u>48, 923</u>

2 通信の整備

【変更前】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
防災行政無線回線	県	中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、	百万円
強化整備事業		市町等端末 22 ブロック分割整備	1, 134
同時通報用無線施設	市町	38 市町、親局 36、基地局 8、中継局 9、	4, 290
等 整 備 事 業	1 1 m1	子局 10,251、移動局 352	4, 290
計			5, 424

【変更後】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
防災行政無線回線強	県	中継局新設 5、回線中継 2,000MHz化、	百万円
化 整 備 事 業		市町等端末 22 ブロック分割整備	1, 134
同時通報用無線施設等整備事業	市町	35 市町、親局 36、基地局 8、中継局 9、 子局 10,251、移動局 352	4, 290
計			5, 424

32-2 避難地・避難路の整備

1 避難地の整備

【変更前】

	事業	纟 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
公	園	事 業	市	14箇所 約57.1ha	百万円 26, 199
T after	= /// 1				

【変更後】

事 業 名	事業主体	事業概要	概算事業費
公 園 事	声 市	14箇所 約 <u>55.3</u> ha	百万円 <u>26, 660</u>

2 避難路の整備

【変更前】

事 業 名	事業主体		事 業 概 要	概算事業費
街路事業	県	5箇所	延長約 1.4 km	百万円 8,272
日	市	25 箇所	延長約 13.1 km	36, 063
	小 計	30 箇所	延長約 14.5 km	44, 335
	市	4箇所	延長約 1.2 km	5, 949
土地区画整理事業	組合	2箇所	延長約 0.9 km	951
	小 計	6 箇所	延長約 2.1 km	6, 900
計		36 箇所	延長約 16.5 km	51, 235

事 業 名	事業主体	Ī	事 業 概 要	概算事業費
街路事業	県	5 箇所	延長約 1.4 km	百万円 8,272
日	市	<u>26</u> 箇所	延長約 <u>13.3</u> km	<u>36, 707</u>
	小 計	<u>31</u> 箇所	延長約 <u>14.7</u> km	<u>44, 979</u>
	市	4箇所	延長約 1.2 km	5, 949
土地区画整理事業	組合	2箇所	延長約 0.9 km	951
	小 計	6 箇所	延長約 2.1 km	6, 900
計		<u>37</u> 箇所	延長約 <u>16.8</u> km	<u>51, 879</u>

32-3 緊急輸送路の整備

1 道路の整備

【変更前】

	事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 41 箇所	百万円 86, 694
74.	"(県 道)	県	約 37 箇所	31, 363
改	特改一種事業(一般国道)	"	約 31 箇所	17. 924
築	"(県 道)	11	約 28 箇所	8, 056
	橋梁整備事業(一般国道)	IJ.	約 23 箇所	5, 657
	"(県 道)	11	約 3 箇所	5, 059
		小 計	約 163 箇所	154, 743
	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3 箇所	6,078
橋	"(県 道)	県	約 4 箇所	3, 546
	橋梁補修事業(一般国道)	IJ	約 32 箇所	7, 165
梁	"(県 道)	"	約 10 箇所	814
		小 計	約 49 箇所	17, 603
災	災害防除事業(一般国道)	県	約 383 箇所	20, 373
災害防除	" (県 道)	IJ	約 327 箇所	10, 858
除		小 計	約 710 箇所	31, 231
	計		約 922 箇所	203, 577

	事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
	道路改良事業(一般国道)	県・市	約 <u>47</u> 箇所	百万円 <u>90, 208</u>
⊐/ .	"(県 道)	県	約 37 箇所	<u>31, 358</u>
改	特改一種事業(一般国道)	"	約 31 箇所	<u>16. 996</u>
築	"(県 道)	<i>II</i>	約 28 箇所	<u>8, 052</u>
	橋梁整備事業(一般国道)	IJ	約 23 箇所	5, 657
	"(県 道)	IJ	約 3 箇所	<u>5, 058</u>
		小 計	約 <u>169</u> 箇所	<u>157, 329</u>
	橋梁整備事業(一般国道)	県・市	約 3 箇所	<u>5, 591</u>
橋	"(県 道)	県	約 4 箇所	3, 546
	橋梁補修事業(一般国道)	IJ	約 <u>50</u> 箇所	<u>11, 574</u>
梁	〃(県 道)	IJ	約 12 箇所	<u>1, 126</u>
		小 計	約 67 箇所	<u>21, 837</u>
災	災害防除事業(一般国道)	県 <u>・市</u>	約 387 箇所	<u>20, 414</u>
災害防除	" (県 道)	<u>県</u>	約 327 箇所	10, 858
除		小 計	約 714 箇所	<u>31, 272</u>
	111111		約 950 箇所	<u>210, 438</u>

2 港湾施設の整備

【変更前】

事 業 名	事業主体		事 業	概 要	概算事業費
	(係留施設)				百万円
		岸壁	6 港	延長約 785m	
	県	物揚場	1港	延長約 175m	5, 901
		桟 橋	2港	延長約 118m	
港湾改修事業	町	岸壁	1港	延長約 90m	191
伦传以修ず未		岸壁	7港	延長約 875m	
	小 計	物揚場	1港	延長約 175m	6, 092
		桟 橋	2港	延長約 118m	
	(臨港交通施	設)			
	県	橋 梁	2港(4橋)	延長約 304m	1, 264
計					7, 356

【変更後】

事 業 名	事業主体		事 業	概 要	概算事業費
	(係留施設)				百万円
		岸壁	6港	延長約 785m	
	県	物揚場	1港	延長約 175m	5, 901
		桟 橋	2港	延長約 118m	
港湾改修事業	<u>市</u>	岸壁	1港	延長約 90m	191
伦传以修ず未		岸壁	7港	延長約 875m	
	小 計	物揚場	1港	延長約 175m	6, 092
		桟 橋	2港	延長約 118m	
	(臨港交通施	設)			
	県	橋 梁	2港(4橋)	延長約 <u>315</u> m	<u>2, 676</u>
計				·	<u>8, 768</u>

3 漁港施設の整備

【変更前】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
	県	福 田 漁 港 岸壁延長約 450m	百万円
漁港修築改修事業		焼 津 漁 港 岸壁延長約 120m	1, 467
	町	地 頭 方 漁 港 岸壁延長約 150m	257
計		3 漁港 岸壁延長約 720m	1,724

【変更前】

事 業 名	事業主体	事業概要	概算事業費
	県	福 田 漁 港 岸壁延長約 450m	百万円
漁港修築改修事業		焼 津 漁 港 岸壁延長約 120m	1, 467
	<u>市</u>	地 頭 方 漁 港 岸壁延長約 150m	257
計		3 漁港 岸壁延長約 720m	1,724

32-4 防災上重要な建物の整備

2 社会福祉施設の整備

【変更前】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
4. 人 智 4. 长 部 #	県	約 1 箇所 300 ㎡	百万円 42
社会福祉施設整備事 業	市 町	約 75箇所 定員約 6,555人	7, 539
(木 造 改 築)	社会福祉 法 人	約 26箇所 " 2,185人	2, 741
	小 計	約102箇所 " 8,740人	10, 322
	県	約 2箇所 " 174人	2, 129
社会福祉施設整備	市町	約 10箇所 " 564人	3, 488
事業は非木造改築	社会福祉 法 人	約 25箇所 " 1,790人	10, 117
	小 計	約 37箇所 " 2,528人	15, 734
	県	約 3箇所 " 290人	176
社会福祉施設整備	市町	約 7箇所 " 900人	1, 429
事 業 (非 木 造 補 強)	社会福祉 法 人	約 14箇所 " 1,180人	611
	小 計	約 23箇所 " 2,270人	2, 216
計		約163箇所 " 13,638人	28, 272

【《人区】				
事 業 名	事業主体	事業	概要	概算事業費
11	県	約 1箇所 300 m	2	百万円 42
社会福祉施設整備事 業	市 町	約 <u>7 4</u> 箇所 定員約	勺 <u>6, 505</u> 人	<u>7, 264</u>
(木 造 改 築)	社会福祉 法 人	約 26箇所 "	2, 185 人	2, 741
	小 計	約 <u>101</u> 箇所 "	<u>8,690</u> 人	<u>10, 047</u>
	県	約 2箇所 "	174 人	2, 129
社会福祉施設整備	市 町	約 10箇所 "	<u>714</u> 人	<u>5, 097</u>
事業(非木造改築)	社会福祉 法 人	約 <u>3 4</u> 箇所 "	<u>2, 293</u> 人	<u>14, 916</u>
	小 計	約 <u>48</u> 箇所 〃	<u>3, 181</u> 人	<u>22, 142</u>
	県	約 3箇所 "	290 人	176
社会福祉施設整備	市 町	約 <u>6</u> 箇所 <i>"</i>	<u>800</u> 人	<u>54</u>
事 業 (非 木 造 補 強)	社会福祉 法 人	約 14箇所 "	1,180人	<u>617</u>
	小 計	約 23箇所 "	2,270 人	<u>847</u>
計		約 <u>172</u> 箇所 ″	<u>14, 141</u> 人	<u>33, 036</u>

3 学校施設の整備

【変更前】

事 業	名	事業主体			事	業	概	要	概算事業費
公立小・中学 改築事業(オ			約	3 1	0校	改築面積	約3	26, 763 m²	百万円 41,047
公立小・中学	交危険建物	市町	約	6.3	6校	改築面積	約7	53, 485 m²	125, 758
改築事業(非公立小・中学		114. 3							,
改築事業(非			約	7 5	5 校	補強面積	約 1, 6	94, 090 m ²	58, 165
計			約1	L, 7	0 1 杉	交 延面積	約 2,77	74, 338 m²	224, 970

【変更後】

事 業 名	事業主体		事	業	概	要	概算事業費
公立小·中学校危険建物 改築事業(木造改築)	7	約	310校	改築面積	約	326, 763 m²	百万円 41,047
公立小·中学校危険建物 改築事業(非木造改築)	市町	約	<u>584</u> 校	改築面積	約	<u>697, 910</u> m²	122, 530
公立小·中学校危険建物 改築事業(非木造補強)	T T	約	<u>787</u> 校	補強面積	約 <u>1</u>	l, 816 , 285 m²	<u>66, 639</u>
計		約 <u>1</u> ,	<u>681</u> 校	延面積	約 2	<u>2, 840, 958</u> m²	<u>230, 216</u>

32-5 災害の防止事業

1 山崩れ、地すべり等の防止

【変更前】

事 業 名	事業主体	事	美 概	要	概算事業費
通常砂防事業	県	7 9	筃	所	百万円 12,777
予 防 治 山 事 業	"	5 7 4	筃	所	12,747
復旧治山事業	"	1, 294	筃	所	39, 429
地すべり対策事業	(小計)	1 5 9	筃	所	39, 164
(農林水産省)	県	5 9	筃	所	14, 286
(林 野 庁)	<i>II</i>	4 0	筃	所	5, 543
(国土交通省)	"	6 0	筃	所	19, 335
急傾斜地崩壊対策事業	"	6 3 0	筃	所	96, 128
県営ため池整備事業	"	2 0	筃	所	2,666
団体営ため池整備事業	市町	7 8	筃	所	2, 857
計		2, 834	筃	所	205, 768

事 業 名	事業主体	事 業	概	要	概算事業費
通常砂防事業	県	<u>8 2</u>	筃	所	<u>百万円</u> 13, 094
予 防 治 山 事 業	"	608	筃	所	14, 707
復旧治山事業	11	<u>1, 376</u>	筃	所	<u>43, 771</u>
地すべり対策事業	(小計)	169	筃	所	<u>41, 133</u>
(農林水産省)	県	5 9	筃	所	<u>12, 567</u>
(林 野 庁)	"	4 3	筃	所	<u>7, 205</u>
(国土交通省)	"	<u>67</u>	筃	所	<u>21, 361</u>
急傾斜地崩壊対策事業	"	684	筃	所	<u>103, 177</u>
県営ため池整備事業	11	2 0	筃	所	2,666
団体営ため池整備事業	市町	<u>8 0</u>	筃	所	<u>2, 860</u>
計		3, 019	筃	所	<u>221, 408</u>

2 津波による災害の防止

【変更前】

事 業 名	事業主体	事	業	概	要	概算事業費
広域河川改修事業等	県	2河川				百万円
四域刊	术	스 1백기미				7, 872
総合治水事業	IJ	1河川				300
耐震対策河川事業	IJ	10河川				24, 823
漁港海岸保全事業	IJ	3海岸 堤	是防護岸	延長約	4, 295 m	6, 181
IJ	市町	9海岸	4, 255m			7, 399
港湾海岸改修事業	県	11海岸 15	5,711m			17, 798
海岸高潮対策事業	IJ	6海岸 8	8, 129m			7, 216
計						71, 589

【変更後】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
広域河川改修事業等	県	2河川	百万円 <u>7, 372</u>
総合治水事業	11	1 河川	300
耐震対策河川事業]]	12河川	<u>27, 634</u>
漁港海岸保全事業]]	3海岸 堤防護岸 延長約 <u>4,472</u> m	<u>7, 105</u>
IJ	市町	<u>1 1</u> 海岸 <u>4, 262</u> m	<u>7, 810</u>
港湾海岸改修事業	県	1 1 海岸 <u>22, 953</u> m	<u>21, 043</u>
海岸高潮対策事業]]	<u>7</u> 海岸 <u>9, 279</u> m	<u>8, 701</u>
計			<u>79, 965</u>

◎第3次地震防災緊急事業五箇年計画の変更

防火施設(防火枡等)の整備や公立小中学校の屋内運動場の耐震化前倒しなど耐震化計画の見直し等の変更を行った。

33-1 防災業務施設の整備

1 消防施設の整備及び消火用水対策

【変更前】

	事 業	名		事業主体	事 業	概要	概算事業費
河	JII	事	業	県	消防用階段護岸	17 箇所	百万円 70

	事 業	名		事業主体	事 業	概要	概算事業費
河	ЛП	事	業	温	消防用階段護岸	17 箇所	百万円 70
地域	開水環:	境整備	事業	<u>県</u>	防火施設 (防火枡等)	23 箇所	<u>105</u>
	<u> </u>					<u>40 箇所</u>	<u>175</u>

33-4 防災上重要な建物の整備

2 公立幼稚園・小中学校施設の整備

【変更前】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
公立学校施設整備事業	市町	228 校(校舎 80 棟 屋内運動場 160 棟)	百万円 24, 181
公立幼稚園施設整備事業	市町	13 園(園舎 13 棟)	1, 511
計		241 校・園(253 棟)	25, 692

【変更後】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要	概算事業費
公立学校施設整備事業	市町	191校(校舎 43.棟 屋内運動場 166.棟)	百万円 <u>15, 957</u>
公立幼稚園施設整備事業	市町	13 園(園舎 13 棟)	1,511
計		<u>204</u> 校・園(<u>222</u> 棟)	<u>17, 468</u>

[※]公立小中学校の校舎の耐震化については、地震財特法の延長に伴い、その一部を地震対策緊急整備事業計画に計上

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、a、bについて県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画(地震対策の巻)修正の概要

章		項目	修 正 要 旨
第3章 地震防災施設 緊急整備計画	第2節	地震対策緊急整 備事業計画	○事業の実施時間を昭和55年度から平成26年度ま での35年間として、計画を変更
	第3節	地震防災緊急事 業五箇年計画	○防火施設(防水枡等)の整備を追加○公立小中学校施設の耐震化計画を変更

(3) 伊豆東部火山群の「地震活動の予測情報」及び「噴火警戒レベル」 の導入に伴う修正

(ア)修正の概要

a 基本的な考え方

平成23年3月に伊豆東部火山群の「地震活動の予測情報」及び「噴火警戒レベル」が導入されたことに伴い、県地域防災計画における所要の修正を行う。

なお、修正案は、3月31日の噴火警戒レベル等の運用開始に先立ち、「伊豆東部火山群噴 火警戒レベル導入に係る静岡県地域防災計画暫定版(平成23年3月24日作成)」として、策 定したものである。

b 修正の内容

- ○噴火警戒レベル等の導入に伴い、新たに火山災害対策の巻「 I 伊豆東部火山群の火山 災害対策計画 | を策定
- ○「想定される火山現象」や「噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲」、「避難計画策定の基本方針」など、噴火警戒レベル等の導入に応じた防災対策を記載

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、a、bについて県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画(火山災害対策の巻「I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画」)の概要

章		項目	内 容
第1章	第1節	想定	1概要、2本計画の基本方針と噴火の可能性のある範
総則			囲、3予想される火山現象とその危険性、4発表され
			る噴火警報・噴火予報等
第2章	第1節	平常時対策	1 防災思想の普及、2 防災訓練の実施、3 火山活動観
災害予防計画			測に対する協力
(平常時対策)	第2節	異常現象発見の通報	異常現象を発見した場合の連絡体制など
	第3節	避難計画の策定	1避難計画策定の基本方針、2避難計画を策定する市
			町、3策定する避難計画の具体的な内容、4避難対象
			地域の設定
第3章	第1節	噴火警報・噴火予報	噴火警報等伝達系統図など
災害応急対策		等の伝達	
計画	第2節	避難活動	1避難の勧告及び指示、2警戒区域の設定、3災害時
			要援護者の避難、4住民による自主避難、5避難所の
			設置、6避難所の運営、7避難所における避難生活の
			確保
	第3節	県の体制	1事前配備体制、2災害対策本部
	第4節	交通の制限	1陸上交通、2航空交通、3海上交通
	第5節	社会秩序維持活動	混乱防止措置など
第4章	第1節	復旧	1復旧対策、2被災者等へのフォロー、3再発防止策
災害復旧計画			の検討と対応マニュアルの見直し等

(4)「東海地震に関連する調査情報」等の運用開始に伴う修正

(ア) 修正の概要

a 基本的な考え方

平成23年3月24日から「東海地震に関連する調査情報」等が運用開始されたことに伴い、 県地域防災計画における所要の修正を行う。

b 修正の内容

「東海地震観測情報」から「東海地震に関連する調査情報」に情報名称を変更

(イ) 地域防災計画への記述の内容

上記項目の内、a、bについて県地域防災計画を修正した。

静岡県地域防災計画(共通対策の巻)修正の概要

章	項目	修正要旨
第3章	第22節 県警察災害警備	○情報名称の変更(「東海地震観測情報」⇒「東海地震
災害応急対策	計画	に関連する調査情報(臨時)」
計画		

静岡県地域防災計画(地震対策の巻)修正の概要

章		項目	修正要旨
第1章	第4節	防災関係機関の	○情報名称の変更(「東海地震観測情報」⇒「東海地震
総則		処理すべき事務	に関連する調査情報(臨時)」
		又は業務の大綱	
第4章	第1節	防災関係機関の	○情報名称の変更(「東海地震観測情報」⇒「東海地震
地震防災応急		活動	に関連する調査情報(臨時)」
対策(津波を			
含む)			

(5) その他

a 静岡県地域防災計画 (共通対策の巻) 修正の概要

章		項目	修正要旨
第1章総則	第1節	防災上重要な機関の処理す べき事務又は業務の大綱	○静岡農政事務所及び関東経済産業局、中部経済 産業局、関東東北産業保安監督部、中部近畿産 業保安監督部、中部運輸局、東京管区気象台(静 岡気象台)の防災業務計画との整合を図るため の修正
	第4節	予想される災害と地域	○自衛隊に海上自衛隊横須賀総監部を追加○時点修正
第2章	第1節	通信施設等整備改良計画	○時点修正
災害予	第4節	防災知識の普及計画	○「地震対策の巻」との整理・統合
防計画	第7節	防災訓練	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第8節	自主防災組織の育成	○「地震対策の巻」との整理・統合
	第9節	事業所等の自主的な防災活	○「静岡県事業継続計画モデルプラン」公表など
		動	事業所における事業継続計画の策定支援を追加
	第11節	災害時要援護者支援計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第3章	第2節	組織計画	○本部員会議、対策会議、職員動員及び配備の記
災害応			述を追加
急対策	第3節	応援計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
計画	第4節	通信情報計画	○「地震対策の巻」との整理・統合
	第5節	災害広報計画	○「地震対策の巻」との整理・統合
			○市町の広報実施方法及び住民の情報源にCATVを 追加
	第6節	災害救助法の適用計画	○災害救助法による応急救助の実施概念図を追加
	第7節	避難救出計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第8節	食料供給計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第12節	医療助産計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第17節	社会秩序維持計画	○「地震対策の巻」から移動して掲載
	第19節	交通応急対策計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第26節	自衛隊派遣要請計画	○自衛隊緊急時連絡先一覧を記載
	第30節	ガス災害応急対策計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第31節	突発的災害に係る応急対策 計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第4章	第2節	激甚災害の指定	○「地震対策の巻」から移動して掲載
復旧•	第3節	被災者の生活再建支援	○「地震対策の巻」から移動して掲載
復興対	第4節	風評被害の影響の軽減	○新たに風評被害の影響に対する軽減対策を記載
策			

b 静岡県地域防災計画(地震対策の巻)修正の概要

章		 項 目	修正要旨
第1章	第2節	過去の顕著な災害	○静岡県内の地震活動を記載
総則	第4節	防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱	○静岡農政事務所及び関東経済産業局、中部経済産業局、関東東北産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部、中部運輸局、東京管区気象台(静岡気象台)の防災業務計画との整合を図るための修正
第2章	第1節	防災思想の普及	○「共通対策の巻」に掲載
平常時	第2節	自主防災活動	○「共通対策の巻」に掲載
対策	第3節	地震防災訓練の実施	○中部地方整備局の防災業務計画との整合を図 るための修正
	第4節	地震災害予防対策の推進	○被災建築物等に対する安全対策に「大規模盛 土造成対策の推進」を追加○文化財等の耐震対策に県の支援を追加○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第地災対(をむ)	第1節	防災関係機関の活動	 ○「東海地震に関する情報の発表時の配備体制とその基準」、「静岡県地震災害警戒本部病成図」、「静岡県地震災害警戒本部方面本部編成図」、「東海地震注意情報に関する対策会議」を追記 ○静岡農政事務所及び関東経済産業局、中部経済産業局、関東東北産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部、東京航空局の防災業務計画との整合を図るための修正 ○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第3節	広報活動	○市町の広報実施方法及び住民の情報源にCATV を追加
	第9節	交通の確保活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第10節	地域への救援活動	○食料の確保における農林水産省総合食料局及 び静岡農政事務所のとるべき措置を修正
	第 11 節	県有施設設備の防災措置	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第 12 節	防災関係機関等の講ずる生 活及び安全確保等の措置	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第5章 災害応急対策	第1節	防災関係機関の活動	○職員動員及び配備一覧、本部員会議、対策会議の記述を追加○東海財務局及び静岡農政事務所、関東経済産業局、中部経済産業局、関東東北産業保安監督部、中部近畿産業保安監督部、中部地方整備局の防災業務計画との整合を図るための修正○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第2節	情報活動	○「共通対策の巻」に掲載
	第3節	広報活動	○「共通対策の巻」に掲載
<u> </u>		緊急輸送活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
<u> </u>		災害の拡大防止活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
į	第7節	避難活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正

章		項 目	修正要旨
	第8節	社会秩序を維持する活動	○「共通対策の巻」に掲載
	第10節	地域への救援活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第13節	県有施設及び設備等の対策	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第14節	防災関係機関等の講ずる災	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
		害応急対策	
第6章	第1節	防災関係機関の活動	○東海財務局及び静岡農政事務所、関東経済産
復旧・			業局、中部経済産業局、関東東北産業保安監
復興対			督部、中部近畿産業保安監督部の防災業務計
策			画との整合を図るための修正
	第2節	激甚災害の指定	○「共通対策の巻」に掲載
	第3節	震災復興計画の策定	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第7節	都市・農山漁村の復興	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第8節	被災者の生活再建支援	○被災者の経済的再建支援を「共通対策の巻」
			に掲載
	第9節	地域経済復興支援	○政策金融機関の統合に基づく名称変更
			(農林漁業金融公庫→㈱日本政策金融公庫)

c 静岡県地域防災計画 (津波対策の巻) 修正の概要

章		項目	修正要旨
第1章	第1節	防災関係機関の処理すべき	○静岡農政事務所及び関東経済産業局、中部経
総則		事務又は業務の大綱	済産業局、関東東北産業保安監督部、中部近畿
			産業保安監督部、中部運輸局、東京管区気象台
			(静岡気象台)の防災業務計画との整合を図る
			ための修正
	第2節	過去の顕著な災害	○関東大地震以降の津波の状況を記載
	第3節	予想される災害	○遠地津波に関する概要と特徴等を記載
第2章	第1節	防災思想の普及	○「共通対策の巻」に掲載
平常時	第2節	自主防災活動	○「共通対策の巻」に掲載
対策	第4節	津波災害予防対策の推進	○「津波避難施設等の整備」を記載
第3章	第1節	防災関係機関の活動	○職員動員及び配備一覧、本部員会議、対策会
災害応			議の記述を追加
急対策			○東海財務局及び静岡農政事務所、関東経済産
			業局、中部経済産業局、関東東北産業保安監
			督部、中部近畿産業保安監督部、東京管区気
			象台(静岡地方気象台)の防災業務計画との
			整合を図るための修正
			○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第2節	情報活動	○津波情報等の種類、伝達系統図などを記載
	第3節	広報活動	○「共通対策の巻」に掲載
	第5節	避難活動	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正

d 静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)修正の概要

章		項目	修正要旨
第2章	第5節	情報の収集・連絡体制の等の	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
平常時		整備	
対策	第7節	避難収容活動体制の整備	○公共施設等の名称変更
			(地域防災センター⇒地域危機管理センター)
	第8節	緊急輸送活動体制の整備	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
	第17節	原子力発電所の安全・安心対	○情報公開の徹底、環境放射線の監視等による
		策の推進	安全・安心対策の推進を記載
	第18節	原子力に関する情報提供	○静岡県防災・原子力学術会議の開催や公開講
			座等による情報提供・普及啓発
第3章	第3節	活動体制の確立	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
原子力			
災害応			
急対策			

e 静岡県地域防災計画(風水害対策の巻)修正の概要

章		項目	修正要旨
第1章	第1節	過去の顕著な災害	○風水害(台風、低気圧)、竜巻、地すべり等を
総則			記載
	第2節	予想される災害と地域	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
			○時点修正
第2章	第1節	河川災害予防計画	○時点修正
災害予	第3節	港湾漁港保全災害防除計画	○時点修正
防計画	第4節	道路・橋りょう災害防除計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
			○時点修正
	第5節	土砂災害防除計画	○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第3章	第1節	県災害対策本部	○災害対策本部の任務、本部員会議、対策会議
災害応			を記載
急対策	第2節	情報収集・伝達	○「共通対策の巻」に記載
計画	第3節	広報活動	○「共通対策の巻」に記載
	第4節	水防組織	○各土木事務所の区域を記載
	第5節	指定水防管理団体、水防機関	○水防管理団体の一覧表を記載
	第6節	水防に関する予警報	○「洪水予報河川と区域」、「避難判断水位の推
			移到達情報」、情報連絡体制等を記載
	第7節	通信連絡系統	○雨量観測所の連絡系統図、水位通報系統図を
			記載

f 静岡県地域防災計画(火山災害対策の巻)修正の概要

Ⅱ 富士山の火山防災計画

章		項目	修正要旨
第2章	第2節	情報連絡体制の整備	○連絡体制図を記載
災害予	第3節	避難計画	○避難体制の整備に係る相関図を記載
防計画			○従来の記述を整理し、適切な記述に修正
第3章	第1節	避難活動等	○噴火警報・避難勧告(伝達の流れ)を記載
災害応	第2節	県の体制	○県の配備体制、災害対策本部の設置を記載
急対策			
計画			

g 静岡県地域防災計画 (大火災対策の巻) 修正の概要

I 大火災対策計画

章		項目	修正要旨
第1章	第1節	関係機関の業務の大綱	○県及び市町、静岡地方気象台の業務を記載
総則	第2節	過去の顕著な災害	○明治36年以降の県下の主要な大火を記載
	第3節	予想される災害	○大火の原因や県内の気象条件等を記載
第2章	第3節	林野火災対策の推進	○県有消防資機材を記載
火災予			
防計画			
第3章	第2節	情報連絡系統図	○情報の連絡系統図を記載
災害応	第3節	県の対応	○大規模火災災害応急体制、災害対策本部を記載
急対策			
計画			
第4章	第1節	各機関が実施する対策	○県及び市町、関係機関の実施事項を記載
災害復			
旧計画			

Ⅱ 大爆発対策計画

章		項目	修正要旨
第1章	第1節	関係機関の業務の大綱	○県及び警察、消防、関係事業者の業務を記載
総則	第2節	過去の顕著な災害	○県下の主要な爆発事故を記載
	第3節	予想される災害	○県内危険物施設、火薬製造施設等を記載
第2章	第1節	高圧ガス災害予防計画	○事業者や関係団体の自主保安体制等を記載
災害予	第2節	危険物災害予防計画	○事業者の自主保安体制や事故防止策等を記載
防計画	第3節	火薬類災害予防計画	○事業者の自主保安体制や事業所の監視等を記載
第3章	第1節	関係機関の業務の大綱	○県及び警察、市町・消防、発災事業者の業務を
災害応			記載
急対策	第2節	情報連絡系統図	○情報の連絡系統図を記載
計画	第3節	県の対応	○突発的災害応急体制、災害対策本部を記載
第4章	第1節	原因究明と是正措置	○発災事業者及び関係機関の実施事項等を記載
災害復			
旧計画			

h 静岡県地域防災計画(大規模事故対策の巻)修正の概要

I 道路事故対策計画

		·····	<i>"</i> . ¬ ¬ 12
章		項目	修正要旨
第1章	第1節	関係機関の業務の大綱	○道路管理者及び県、警察、市町等の業務を記載
総則	第2節	過去の顕著な災害	○過去の主な道路事故災害を記載
	第3節	予想される災害	○県内の道路状況及び交通事故件数等を記載
第2章	第1節	道路構造物の災害予防	○道路構造物の点検等を記載
災害予	第2節	道路管理者等の防災体制	○道路管理者及び県、警察、市町等の実施事項を
防計画		の整備	記載
	第3節	危険物流出等に備えた資	○道路管理者等の実施事項を記載
		機材等の整備	
	第4節	防災訓練	○関係機関及び住民が連携した訓練の実施を記載
	第5節	道路トンネル事故の予防	○主要なトンネルの現状、事故防止対策を記載
		対策	
	第6節	関係機関との相互連携体	○窓口の明確化、防災訓練の合同実施を記載
		制の整備	
第3章	第1節	情報の収集・伝達	○道路災害発生時の情報連絡系統図等を記載
災害応	第2節	応急体制	○県の体制及び関係機関の実施事項を記載
急対策	第3節	危険物の流出等に対する	○拡散防止措置及び住民の安全確保を記載
計画		応急措置	
第4章	第1節	災害復旧計画の策定	○関係機関との調整を踏まえた迅速な計画策定を
災害復			記載
旧計画	第2節	施設の復旧	○迅速な復旧を記載
	第3節	安全性の確認	○安全性の確認とその広報を記載
	第4節	被害者等へのフォロー	○健康相談、心の健康相談の実施を記載
	第5節	再発防止策の検討	○対応の評価、マニュアル等の見直しを記載

Ⅱ 船舶事故対策計画

章	項目	修正要旨
第1章	第1節 過去の顕著な災害	○過去の主な船舶事故災害を記載
総則	第2節 予想される災害	○船舶事故の形態等を記載
	参考	○海上災害に関する基本的な考え方を記載
第2章	第1節 防災体制の整備	○県及び警察、市町、第三管区海上保安本部等の
災害予		実施事項を記載
防計画	特記事項	○海難防止指導、異常気象時の避難体制の確立等
		を記載
第3章	第1節 情報の収集・伝達	○海上災害発生時の情報連絡系統図等を記載
災害応	第2節 応急体制	○応急対策の流れ、県の体制、防災関係機関の実
急対策		施事項を記載
計画	特記事項	○捜索・消火活動、救助・救急活動、医療救護等
		を記載

Ⅲ 沿岸排出油事故対策計画

章	項目	修正要旨
第1章	第1節 過去の顕著な災害	○過去の主な大規模油流出事故を記載
総則	第2節 流出事故の主な対策	○応急防除措置、拡散防止及び回収等を記載
小小小公司	第3節 重油等の種類と性質	○各種油の種類と性質を記載
	参考	○油等排出事故災害に関する基本的な考え方を記
		載
第2章	第1節 防災体制の整備	○県及び警察、沿岸市町、第三管区海上保安本部
災害予		等の実施事項を記載
防計画	第2節 防除資機材等の整備	○県及び沿岸市町、海上保安本部等の実施事項を
		記載
	第3節 沿岸域及び海域利用情報	○沿岸域の利用状況の把握等を記載
	の収集・整理	
	第4節 海上交通の安全確保	○船舶の安全航行環境の整備等を記載
	第5節 人材の育成	○研修会等を通じた人材育成を記載
	第6節 防災訓練	○関係団体等の防災訓練の実施を記載
	第7節 関係機関との相互連携体	○応援協定の締結等による相互連携体制の整備を
	制の整備	記載
第3章	第1節 情報の収集・伝達	○海上災害発生時の情報連絡系統図等を記載
災害応	第2節 応急体制	○応急対策の流れ、県の体制、防災関係機関の実
急対策		施事項を記載
計画	特記事項	○情報の収集・伝達、流出油の防除措置等を記載
第4章	第1節 災害復旧計画の策定	○関係機関との調整を踏まえた迅速な計画策定を
災害復		記載
旧計画	第2節 施設の復旧	○迅速な復旧を記載
	第3節 安全性の確認	○安全性の確認とその広報を記載
	第4節 被害者等へのフォロー	○健康相談、心の健康相談の実施を記載
	第5節 再発防止策の検討	○対応の評価、マニュアル等の見直しを記載
	第6節 環境保全対策	○水域の環境調査、健康相談等を記載
	第7節 補償対策	○法に基づく原因者への費用請求を記載
	第8節 漁業経営対策	○漁業補償に係る指導を記載
	第9節 風評被害防止対策	○汚染魚介類の流通防止及び影響調査等を記載

Ⅳ 鉄道事故対策計画

章		項目	修正要旨
第1章	第1節	過去の主な事故	○県内における過去の主な鉄道事故を記載
総則	第2節	予想される事故と地域	○鉄道事故の形態、県内の鉄道事業者と運行路線
			等を記載
第2章	第1節	防災体制の整備	○県及び警察、市町、中部運輸局、鉄道事業者等
災害予			の実施事項を記載
防計画	第2節	鉄道交通の安全確保	○鉄道事故防止対策を記載
	第3節	応急対策用資機材等の整	○応急用資機材の整備・調達等を記載
		備	
	第4節	防災訓練	○緊急対応訓練の実施を記載
	第5節	関係機関との相互連携体	○平時からの関係強化を記載
		制の整備	

章	項目	修正要旨
第3章	第1節 情報の収集・伝達	○大規模鉄道事故発生時の情報連絡体制等を記載
災害応	第2節 応急体制	○県の体制、防災関係機関の実施事項を記載
急対策	特記事項	○情報の収集・伝達、広報活動、消防活動、救助・
計画		救急活動、医療救護等を記載

V 航空機事故対策計画

章	項目	修正要旨
第1章	第1節 過去の主な事故	○過去の主な航空機関連事故を記載
総則	第2節 予想される事故と地域	○航空機事故の形態等を記載
第2章	第1節 防災体制の整備	○県及び警察、市町、東京空港事務所・静岡空港
災害予		出張所、航空事業者等の実施事項を記載
防計画		
第3章	第1節 情報の収集・伝達	○航空機事故発生時の情報連絡体制等を記載
災害応	第2節 応急対策	○県の対応方針、県の体制、現地対策本部の任務、
急対策		防災関係機関の対応事項を記載
計画	特記事項	○捜索救難活動、消火・救助活動、医療救護活動、
		避難等を記載